

令和2年第8回仁淀川町議会定例会会議録（第3号）

令和2年12月11日（金曜日）

10時00分開議

11時18分閉会

出席議員（10名）

1番議員	竹本文直	2番議員	西森常晴
3番	岡田良成	4番	片岡智準
5番	大野弘	6番	西森久雄
7番	野村安夫	8番	左京憲昌
9番	藤崎源彦	10番	若藤敏久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	大石弘秋	副町長	片岡廣秋
教育長	竹本雅浩	総務課長	片岡晴彦
企画課長	古味仁志	税務課長	片岡博
町民課長	津野彰	保健福祉課長	片岡明德
保健福祉課副参事兼大崎診療所事務長	荒木紀和	産業建設課長	片岡伸二
会計管理者兼出納室長	下久保幹夫	教育次長	古味実
仁淀総合支所長兼住民福祉課長	坪内武則	池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人
仁淀地域振興課長	神岡孝司	池川地域振興課長	大原成彦

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	黒川一彦	書記	西村美智
--------	------	----	------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより会議を再開します。

本日の日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。ご承認を願います。

これより議案の審議を行います。

日程第1、質疑を行います。

報告第20号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第20号の質疑を終結します。

議案第68号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 課の設置条例の一部改正についてですが、今回、この改正の中で、税務課が町民課のほうにくっつくというような組織図になっておると思うんですが、この設置について、どのような考えで町民課のほうにくっつけるのか、お伺いをしたいと思います。本来であれば、税務課といえば財政に直結するような問題と思うんですが、当然、総務課のほうにくっつくべきと思いますけども、その辺について、考えをお願いします。

それと保健福祉課について、健康福祉課と医療保険課、このように分かれるようになっております。以前に資料を頂いておりますけども、なぜ今の時期にこの2課になるのか、その辺についても説明をお願いします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部、片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 大野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、税務課が町民課と1つになっておるという部分についてですが、おっしゃられたとおり、税につきましては財政部門のほうということもありますが、窓口として町民に接するときに、やっぱり町民課と一体となったほうが、町民が窓口に来られたときに分かりやすいという部分がありましたので、今回、町民課のほうに税の業務を1つにすることとしております。

また、保健福祉課を医療保険課、健康福祉課と分けておりますが、現在、医療と福祉の一体化ということが言われておりますが、実質、福祉部門等、かなり事業等が多くなっております。1課として事業等をするのではなく、細分化して、両課でまとめてやるほうがより効率的であるということから、今回の組織の再編という形になっておりますので、ご理解のほう、よろしくお願いをいたします。

○議長 ほかに質疑は。大野弘君。

○5番 効率を図るというような話でございますけども、やはり今まで来た経過の中で、保健福祉課のほうには、以前は保育所等もひっついておりました。かなり多岐にわたってやってこられたと思うんですが、その中でそんな、課長会をやってもそういうような話は、分けてくれとかいうような話は一度も出たような記憶もございません。それによって支障もないように思います。

それと税務課について、窓口のほうへ持っていくと。かなり秘密的な部分もございます。税といえばやはり、あまり人に聞かれたくない、そういうようなところも多くあると思いますので、やはりある程度人の往来が少ない、そういうところへ持っていくのが基本ではないかと思いますが、その点についてお伺いします。

○議長 片岡総務課長。

○片岡総務課長 大野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず保健福祉課が分かれた部分についてですが、実際に現在、福祉、高齢者福祉であるとか、そういう部分で業務が多岐になってきております。職員のほうも会計年度職員等、かなり多くなってきておって、1課としてではなかなか厳しいところが現在出てきております。以前はそこまでの話はなかったのですが、現状そういう中で、課の再編という形で2課にしたほうが効率的であるという形で、現在、そういう形とさせていただいております。

また、税務課につきましては守秘という、結局、個人のいろいろなことを取り扱いますので、そういう部分については、窓口でというお話ではなくて、現在の本庁舎、庁舎等におきまして、そういう、それぞれ相談ができる相談室等も設けた関係で、そういう個別のお話につきましては、そういう場所でできるという庁舎の形もありましたので、窓口のほうに一緒にさせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 大野弘君。

○5番 いろいろと財政的にも厳しくなってくる中で、このように課を増やすというようなことはできるだけ避けて、人口も減少しております、そういう点においても課をつくるのではなく、その中で職員にも努力していただくというような形を取るべきだと思います。その辺について、副町長、お伺いします。

○議長 副町長、答弁。

○副町長 ただいまの大野議員の再々質問にお答えいたします。

町民課の件は、現在の町民課と税務課を1つにすることによって、効率化を図るということがございます。一方でやはり健康福祉、また医療保険課と分けた部分につきましては、保健福祉課を2つに分けた部分につきましては、かなりの、現状を鑑みますと、十分な住民サービスができないという状況、総務課長からもお答えしましたとおり、そういう状況を鑑みまして、一方では確かに人件費削減とかいうことも検討しなければならないところではございますけれども、やはり現状、住民サービスがきちっとできる形を取りたいということで、この形を取らせていただいたところでございますので、何とぞご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ほかに質疑はございませんか。左京憲昌君。

○8番 町民課と税務課を一緒にするというのは課長が1人になるということだと思うんですが、それほど余裕がある仕事とは思えません。というのは、税のほうもいろいろと、未納の問題とかいろいろある。それから町民課のほうは、簡水とか農集排の問題も、整理をしていかにやあ問題がありますが、たった1人の課長でそれほど仕事ができるものか。ただこれは、つじつま合わせをしているだけで、今の配置にしてもですが、町民課と税務課、その間に健康福祉課があるんだったですか。総務課長、頭で教えてください。真ん中が健康福祉課ですか。真ん中は税務課。町民課、税務課。

それで、皆さんはいつも、大野議員が言われたこととダブるのかもわかりませんが、皆さん、いつも個人情報、個人情報ということで、何かあれば言われていますが、ごった返すような中へ一緒にすることではなくて、これは今までどおり別枠できれいにやっていかにやいかんのか、その件について、副町長と町民課長、それから税務課長に、それほど職務は余裕がある、暇なのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 片岡副町長、答弁。

○副町長 左京議員のご質問にお答えさせていただきます。

町民課に税務課を合わせて新しい町民課とすることにつきましては、確かに業務的には非常に重要な業務でございまして、課長の責任も重くなるところでございますが、一方で、現在、税務課での徴収の面を考えたときに、やはり滞納者等の件につきましては、水道料金でありましたり、集落排水事業の使用料でありましたり、住宅使用料でありましたり、いろんなことが関連してまいっております、町民課と税務課の部分で。こういった面からも考えましても、1つの課でやると、徴収等についてのロスがなく、またスムーズな徴収業務ができるのではないかなという点も鑑みまして、確かにおっしゃるとおり、非常

に責任は重くなってまいります。今回の新しい形を取らせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 片岡税務課長、答弁。

○片岡税務課長 ただいまの質問に対してお答えを申し上げます。

税務課長として、そんなに今の業務が暇なのかと言われると、そんなことは決してございませんけれども、今回の課再編につきましては、いろいろと、町民課に移りましても税としてやることは、税務課がこれまで行ってきた業務としてやることは一緒ですし、それから、それに加えて新しい、水道であるとか農集のことも加わってはきますけれども、新しい町民課で見ますと、町営住宅の新築とか、水道の新築とか、そういうところはないということを考えますと、これからそれをチャンスと捉えてといいますか、課再編を機に、新しいところと、枠組みを変えて、連携できるところは連携を強化して、それから、そういったところで向かっていくというようなことを考えております。

以上です。

○議長 津野町民課長、答弁。

○津野町民課長 左京議員の質問にお答えします。

今回の課の再編につきまして、町民課の業務は通常の業務量がそんなに暇なのかといったご趣旨の質問だったと思いますが、そういったことは全くございません。今回、職員は多岐にわたって業務を日々こなしておる状況で、一日一日を精いっぱい処理しているという状況でございます。

今回の再編によりまして、税務課長が申しましたように、簡易水道施設の基幹改良であるとか、ハード部分ですね、それとか、住宅の整備であるとか、そういった分野は建設のほうに移行される予定となっております。

また、住宅使用料であるとか簡水の使用料、農集の使用料につきましては、常日頃から税務課と連携することが多岐にわたってありまして、滞納等进行处理する場合もそういったこと、各使用料を滞納されることは、やっぱり税の滞納とかもあります。そういった情報交換をしながら、徴収等も一緒に出向くなど、日頃から連携した業務処理を行っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 左京憲昌君。

○8番 副町長がおっしゃられたように、今度は水道とか徴収の関係を1人でできると、

人が減るということで、まずは理解したんですが、それと、それでなければ、今の連携は幾らでもできるでしょう、隣においでするのに。それをまとめたからといって、何らかの効果があるような表現はやめていただきたい。

それと、今の両課長が言われた答弁を土台に考えているんですか。例えば副町長が、今度は町民課長というても、それは自分ではできないけど、人はできるよねというレベルの考えではまずいですよ。自分でもできるのよねという範疇で長い経験を積まれて、自分がやるのは嫌じゃけど、今の両課長のどっちかにやらしゃあええわというような考えでは、これは大きな間違い。今までも仁淀川町、いろんな問題で、世の中で「ああ、そんなことがあったの」というようなことを起こしてきましたが、また起こすつもりですか。こんな1人に負担ばっかしかけてやるような仕事でないでしょう。もうちょっと、この中身を考えて、自分でもできる範疇の仕事を与えないと、あまりにも私は無責任すぎると思います。副町長と町長のお考えをお伺いします。

○議長 片岡副町長。

○副町長 左京議員の再質問にお答えいたします。

まず、説明が不十分で申し訳ございませんが、徴収を1人にすると、減すということではございません。業務量も調査しておりまして、徴収については、今までの税の徴収は徴収、また水道は水道というふうな形になるので、そこを効率的にまとめるという意味ではございません。1人の所属長、課長の下でやると非常に、今までも連絡、連携を取り合ってはおりますけれども、課長の中でやると非常にその部分が、1人の課長の下でやるとスムーズに進むという意味でございます。1人の業務量を増やすということはございません。

それと、私ができんことをということでございます。決してそういう、ちょっとそこら辺が、ちょっと質問の意味が分からなかったんですけど、なかなか1人でできんようなことを組み込んではないと思っております。先ほども税務課長、町民課長からも話がありましたように、軽減する部分は軽減し、集める部分は集めるということで効率化を図ってまいりたいと思っておりますので、決して、例えば仮に私がやれと言え、できる範囲だというふうに認識しております。

以上です。

○議長 町長、答弁。

○町長 左京議員の質問にお答えをさせていただきます。

この機構改革、本当に2年ぐらいかけて、かなり各課長さん、あるいは職員の皆さん方

のいろいろなご意見も聞きながら整理をしてきたわけでございます。結果的にこういう方向になったわけでございますが、ここまで来るのにかなり、その業務量を皆さんが持ち寄って、どう分けたのが一番いいかということでこういう結果が出たわけでございますが、特に町民課の話も出ました。

先ほど来、話がありましたように、現在の町民課も非常に簡水、それから農集、非常にこのハード整備、これが非常に忙しい状況でございますが、これも一応、建設課にして、建設課へ持っていこうと。そして、後の運用については、先ほど来、話がありましたように、税との関係もありますから、非常にそこら辺の調整をしていく上では1つになったらいいだろうと。

それから、福祉にしても、非常に多様化してきております。今まで町民課が持っておった国保の関係についても、一部、医療保険課へ持っていって統合したほうがいいんじゃないかとか、そういう、総合的に見直して、いろいろそこで、また業務量のことも踏まえながら、一番理想的なのはこういう形ではないかということになってきておりますが、特に福祉部門については、国でも厚労省の問題が非常に大きな問題になっております。かなり多岐にわたって大所帯になっておりますから、分割してはどうかとかいう意見も出ておまして、高知県においては既に医療のほうと福祉のほうで分けて2部制になっておりますが、こういったことも踏まえて、やはり全体的にバランスの取れた改革ではないかと私は思っております。

特に建設課のほうも、今までの産業建設課が建設と農林課に分かれましたが、やはり主な本町の農林業というのは、林業中心に、基幹産業でありますから、これらの振興を図る上では、きちっと農林課として取り組むべきではないかと。そして建設課にしても、従来の建設工事に、先ほど申し上げました簡水とか農集とか、そういったハード部分を組み合わせて建設部門で担当すべきではないかとか、そして企画のほうも、やはり企画も商工観光も入れて、まちづくりに向けた総合的な企画振興課にすべきではないかと、こういったいろんな話を経た上でこういう結果が出たわけでございますので、ひとつその点をご理解を頂きたいと思います。

○議長 ほかに質疑はありませんか。藤崎源彦君。

○9番 お伺いしたいのが、危機管理室ですけども、これは大体どれぐらいの人員配置で、内容も含めてもう少し詳しく説明してほしいのと、あと、先ほど出ました農林課ですけども、これまでの今回の議論の中で、総合支所方式を当面維持すると。分庁、本庁方式とい

うのは将来考えるべきだけでも、当面は総合支所方式ということでこういう組織改革になったと思うんですが、支所のほうの機能については、係が変わってはいますけども、大体、人員配置的には本体制を維持するのかどうかというところですね。住民サービスというところに重点を置くということで総合支所方式という話ですけども、その辺の説明で、あと、農林課ですけども、各支所に農林係を置くということで、本庁と支所の農林課との連携というのはどういう形で図っていくか。

それと、建設課のほうで建築物件、今回の耐震改修とか、診療所とか、建築物件が結構、今、多いんですけども、これも建設課のほうで全て担当するのかということと、あと、農林土木に関しては農林課ではなくて建設課ということで、これは林道とか、そういうのが主になるということで、そう分けたとは思いますが、その辺の説明を一貫してお願いしたいと思います。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 藤崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、総務課の中の危機管理室という部門ですが、現在、防災担当という形で課長補佐1名を置いて、3名体制で行っております。体制については、どうなるかちょっと分かりませんが、その部分を危機管理という部分にして、現状の防災体制の一層の充実を図りたいということで、課の中に室を構えるというような形で考えて、現在、提案させていただいております。

あと、建設課の部分に耐震であるとか建設工事とかが入るという部分についてですが、藤崎議員のおっしゃられたとおり、工事の部分については全部建設という部分でまとめるような考え方にしております。おっしゃられたとおり、農林道とか、道路の改良等につきましても建設課という部分で行って、農林課につきましても、農業振興でありますとか林業振興、漁業の関係のそういう振興部分について、農林課のほうで行っていくというような考えとしております。

あと、支所の関係ですが、おっしゃられたように、本庁の課に対応した係というような形で、今は本庁の課と支所の係が同じ課で分かれた形、この仕事は何課、この仕事は何係というような格好になっております。ここの部分を、本庁の課に併せて、支所も同じ係がその課の中で行うという形で、連携をもっと強めたいというような形で、支所の配置、課についてはそういう形を取っていききたいというふうに考えております。

人員配置については、自分のほうでははっきり答えることはできませんが、現状の職員

で適正配置ということになるかと思いますが、総合支所においても人員自体がかなり少なく縮小というような形ではないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。藤崎源彦君。

○9番 ということは、消防は全部危機管理のほうに入るとこのことでいいんですよね。

あと、結局、本庁と支所の業務の分離ということがちょっと心配されるんですが、本庁と支所の業務が分離しないように、全体でバランスよく課の中で処理してほしいというように思うんですが、その辺は行政組織の中に盛り込まれていると考えていいんでしょうか。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 藤崎議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今おっしゃられたように、本庁と支所の業務については現状の形を維持したまま進めていくという形で、課自体が本庁の課に対する支所の係となりますので、全体の大きな計画とか、事業の実施に関することとかについては、現在、支所の中だけで行っておることを、本庁の課が支所と一緒にいうような形ということも想定しております。ちょっとまだ、課再編計画を出していますので、そういう形で、全体の事業を実施する場合には本庁の課が支所の担当と一緒にいうような形になるかというふうに考えております。

○議長 3回目、藤崎源彦君。

○9番 建設に関して私がなぜこういう言い方をしたかといいますと、今まで、合併前の名残があつてかどうか分かりませんが、建設業者のほうから、支所と本庁で若干やり方が違うとかいう話がありました。現状はどうか分からないんですけども、業者さんの言い分としてはそういう話がありました。そういったことは解消すべきだと思うんですが、その点についてちょっとお伺いしたいんですが。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 藤崎議員の再々質問にお答えしたいと思います。

議員から話がありましたように、やはりどうしても本庁、総合支所で課を設けると、どうしてもそこに温度差があるという、こういった意見はございました。それを聞くたびに、何とか1つにして、同じ考え方で進めていかないと混乱が起きるとこのことで、今まで指導してきたんですが、やはり今後、1つの支所も当然含めて、仁淀川町としてのいろんな計画、いろんな事業計画、予算にしてもそうですが、これはやっぱりしていかないと、それぞれの所属ではこれまた難しいわけですから、やはり本庁、総合支所が常に連携をし

て、仁淀川町としての計画も出さないけませんし、やっぱりいろんな事業申請にしても、それぞれ別というわけにはいきませんので、最終的に1つにならなきゃならない。そのためにも、やっぱり連携をきちっとできるような体制をとっていきたい、このように思っております。

○議長 ほかに質疑はございませんか。西森常晴君。

○2番 総合支所ですが、今、2名ずつ、仁淀、池川、幹部席にありますけど、これが実施されれば、来年6月議会は何名ですか、支所は。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部、大石町長、答弁。

○町長 西森議員の質問にお答えをさせていただきます。

最終的に人員の問題がありますので分かりませんが、取りあえず今の段階では、総合支所長、もちろん置きますし、課長もそれなりの体制を整えていかなければならない、このように考えております。1名になるか、2名になるか、3名になるか、それは分かりませんが、現在の状況では一応、支所、そして課を置いて対応したいというふうには考えております。

○議長 西森常晴君。

○2番 私の解釈では、将来の本庁方式に向けての布石だと理解しております。今の時点で、この行政改革をつくった時点で、来年6月に支所が1名か3名か分からんようなものを認めるわけにはいきません。今まで長い間議論を尽くして、その程度のものですか、改革案は。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 西森議員の再質問にお答えしたいと思います。

私の言ったのは、支所長、そして課長を置きますが、それが兼務になるかということとは分からないということであって、一定、今の私の考え方としては、やはり支所長、課長を置き、そして本庁と連携した係を全て置くと、こういう予定でございまして、そんなに現在のを縮小するというようなことは考えては、常に地域住民の行政サービスが一定整っていくような形は考えておりますので、ひとつご理解を頂きたいと思います。

○議長 ほかに質問はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第68号の質疑を終結します。

議案第69号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第69号の質疑を終結します。

議案第70号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第70号の質疑を終了します。

議案第71号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第71号の質疑を終結します。

議案第72号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第72号の質疑を終結します。

議案第73号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。左京憲昌君。

○8番 この後の議案にも幾つか出てくるんですが、指定管理者の承認を求めるということですが、中身は全然開示されないで、議会のほうは中身を承知しないまま、これは承認をするような物件なんですか。以前にもそういう話があったと思うんですが、このときには事前に、こういう中身で契約するんだというものを提示されたほうがよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 左京議員のご質問にお答えをさせていただきます。

指定管理者の指定につきましては、さきの11月9日に、仁淀川町公の施設指定管理者選定審議会という部分で、それに関する内容について、審議会の委員さんの審議を経まして、今回、議会のほうに提案をさせていただいております。

また、中身等につきましては、そのときに指定管理者として申出のあった団体からの業務の内容でありますとか予算の形、また現状の事業所の利用状況などを確認しながら、指定管理者にふさわしいということで審議を頂きまして、その結果を議会のほうに提案させていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 左京憲昌君。

○8番 その審議会で審議された内容について、これは議会にも開示するとまずいところがあるわけですか。というのは、審議会のほうもそういう、今、総務課長が言われたいろんな業者からの提出物を、審議会の委員は承知して協議をしておるのか。どうして出せない

いのか非常に疑問なんです、いかがですか。

○議長 片岡総務課長。

○片岡総務課長 左京議員の再質問にお答えをさせていただきます。

資料を出すという部分について、出せないわけではなくて、審議していただいて、今回議案のほうに上げさせていただいておりますので、それについてということになります。資料については、そういう審議した資料がありますので、その部分についての開示は可能となりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 左京憲昌君。

○8番 これではめくら判を押すのと一緒ですので、そのところは、次回からは事前に提示するなり、そういうことをお考えいただきたいと思います。

○議長 左京憲昌さん、今、めくら判と言いましたが、言葉が不適切だと私は判断しますので、そこを訂正をお願いします。

○8番 中身を審議しないまま了解したということになりますので、よろしくお願いします。

○議長 片岡総務課長。

○片岡総務課長 左京議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

中身の状況の資料の提出ということのお話かと思います。全ての資料を議会のほうに提出すると、かなりの大きい資料になりますので、まとめたりした部分はあります。そういうことも今後、議会事務局と相談させていただいて、資料として提出もできると思いますので、それでご理解を頂きたいと思います。

○議長 ほかに質疑はございませんか。若藤敏久君。

○10番 今、左京君から資料提出という意見がございましたけど、私は、この指定管理者というのは、いろいろ、これまで3年間、仕事をやってきたわけですね。その間に指定管理者がやったことが不都合なことがあった、こういうことがいかんというようなことがあったのであるならば、議員のほうから、こうこういうことではいかんから、これは開示すべきじゃないかと資料を求めてやるべきであって、何もないんずくに来たことへ向いて、今さら土地の件、ほら何と、どこそこの何とか、資料を議会へ提出しろ言うて、本会議で出てきて議員が何を審議するんです。私はその必要はないと思います。

ただ、議員がそういうふうな資料を提出しろというのであれば、これまで不正勘定をやったけど、こういうふうの問題があるという問題点を指摘してから言うべきだと、私

はそのように判断をいたします。

以上です。

○議長 答弁は要りませんか。

○10番 要りません。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第73号の質疑を終結します。

議案第74号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第74号の質疑を終結します。

議案第75号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第75号の質疑を終結します。

議案第76号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第76号の質疑を終結します。

議案第77号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第77号の質疑を終結します。

議案第78号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第78号の質疑を終結します。

議案第79号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第79号の質疑を終結します。

議案第80号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第80号の質疑を終結します。

議案第81号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第81号の質疑を終結します。

議案第82号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第82号の質疑を終結します。

同意第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。野村安夫君。

○7番 農業委員の選任については、僕も長いこと農業委員をやらせていただきましたので、大体分かっておると思ったんですが、年齢制限があったんじゃないですか。80歳以上はちょっと厳しいんじゃないかと思いましたが、その点についてお伺いします。

○議長 産業建設課長。

○片岡産業建設課長 野村議員のご質問にお答えいたします。

年齢制限はございません。

○7番 失礼しました。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第5号の質疑を終結します。

同意第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第6号の質疑を終結します。

暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前11時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き質疑を再開します。

同意第7号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第7号の質疑を終結します。

日程第2、これより討論・採決を行います。

報告第20号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって報告第20号、専決処分の報告について（仁淀川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）は原案どおり承認されました。

議案第68号についての討論はありませんか。西森常晴君。

○2番 マクロの部分で見ますと、鳥瞰図で見ますと、この人口が減少している状況において、課を増やすことは逆行だと思います。逆に課を減らすべきと考えます。ただ、執行部が度々言われますように、人件費の抑制、職員の数を減らすというのは、喫緊の課題であると思います。

ただ私は、全然関係ありませんけども、名野川小学校、大崎小学校がなくなったときの反省点で、今、ぐっと、絶えず胸の奥にうずいてきます。あのときは国の財政諮問会議で小さい小学校の切捨てが決められ、時の教育長は中学校の統合に全ての面を向けて、小学校の廃校については土俵の上に載せませんでした。やったことは、時の保護者に子供が減った場合のマイナス情報を流して、大崎も名野川小学校も父兄にその判断を委ねました。非常に巧妙な方法でした。我々が知ったときには、父兄が判断したのに同意するだけのことでありました。

私は、この行政改革、人を減らす改革です。本庁方式がぐっとそこにあるように聞こえます。そうでしょう。職員を減らすためには本庁方式か分庁方式か、この2者のうち1つをどちらか選ばなければなりません。私は常々から、本庁方式を取れば、旧仁淀村森、旧池川町土居がなくなるよ、今の名野川村の正ノ石のようにと言い続けてきました。

町長の任期は来年8月までです。我々の任期は1年ちょっとです。恐らく我々が終わった後の議論になろうかと思えますけども、将来の町民に禍根を残さないためにも、本庁方式か分庁方式かはこの今決めるべきだと私は思います。以上の点で、取りあえず、この案には私は反対します。

○議長 賛成討論に移る前に、西森議員、今、学校の父兄にという発言をされました。それはちょっと不適當で、保護者という言葉に変えていただきたいんですが。

○2番 ただいまの発言の「父兄」を「保護者」に変更させていただきます。

○議長 ありがとうございます。

賛成者の討論はありませんか。若藤敏久君。

○10番 西森君とは今までほとんど意見が一緒でございました。ほんで、今回、私が賛成をなぜするかといいますと、10年ほど前に岡山県の西栗倉村へ山林の視察に行きました。そのときに、西栗倉村では、林業専門の職員が2人おると。うちの仁淀川町もそのような専門職を置いていただきたいと要望をし、今回、やっと農林係で専門の課が設置できるという案が出ております。

我々としたらやっぱり、そこを要望している以上、この農林係というのはぜひ必要な課だと思っております。西森君が言われましたように、本庁方式にするのであれば、私もこれは反対であります。それはそのときの議論として、今日聞いてみますに、町長はやはり支所のほうへも課長を数名置くということをおっしゃっておりますので、今回の案がそのまま本庁方式にはならないと思いますので、私は以上の理由から賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長 ほかに討論はございませんか。左京憲昌君。

○8番 私はこれの案については、ただ単なるつじつま合わせであって、業務の効率とか、もろもろ考えられたものではないということで、反対をいたします。

○議長 ほかに賛成討論はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数であります。よって議案第68号、仁淀川町課設置条例の一部を改正する条例については否決されました。

議案第69号について討論はありますか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第69号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第70号、仁淀川町立住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第71号、仁淀川町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第72号、仁淀川町レンタルハウス施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例については原案どおり可決されました。

議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者多数。よって議案第73号、仁淀川町デイサービスセンター「とちの木園」の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者多数。よって議案第74号、仁淀川町デイサービスセンター「池川」の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者多数。よって議案第75号、仁淀川町デイサービスセンター「せいらん荘」の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第76号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者多数。よって議案第76号、仁淀川町交流センターの指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第77号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第77号、令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第5号）については原案どおり可決されました。

議案第78号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第78号、令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第3号）については原案どおり可決されました。

議案第79号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第79号、令和2年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

議案第80号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第80号、令和2年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案どおり可決されました。

議案第81号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第81号、財産の取得については原案どおり可決されました。

議案第82号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第82号、訴訟上の和解については原案どおり可決されました。

同意第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって同意第5号、農業委員会委員の任命に係る認定農業者過半数要件の例外適用については原案どおり同意されました。

同意第6号については人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。同意第6号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者多数。よって同意第6号、農業委員会委員の任命については原案どおり同意されました。

同意第7号についても人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。同意第7号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって同意第7号、仁淀川町名誉町民の称号を贈る者については原案どおり同意されました。

日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については、議長に委任することに決定しました。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員会、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員会、特別委員会の委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和2年第8回仁淀川町議定会定例会を閉会します。

午前11時18分 閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員